

「長崎県食品の安全・安心条例」



「長崎県食品の安全・安心条例」を制定しました。

平成27年4月1日施行

制定の背景

私たちの食生活は、生産から販売までの行程に携わる人々の努力に加え、流通技術の進歩、衛生水準の向上により、今では安全で豊かなものとなりました。

しかしながら、福島第一原発事故に伴う放射性物質の食品汚染の問題、ユッケや漬物を原因とした O-157 による食中毒事件、食材や食品の偽装表示、農薬の混入事件など、食品の安全に関わる重大な事件が時として発生しています。

加えて、食に関する情報も氾濫しており、食品の安全に対する信頼が揺らいでいることが、風評被害や食品ロスといった問題にも結びついています。

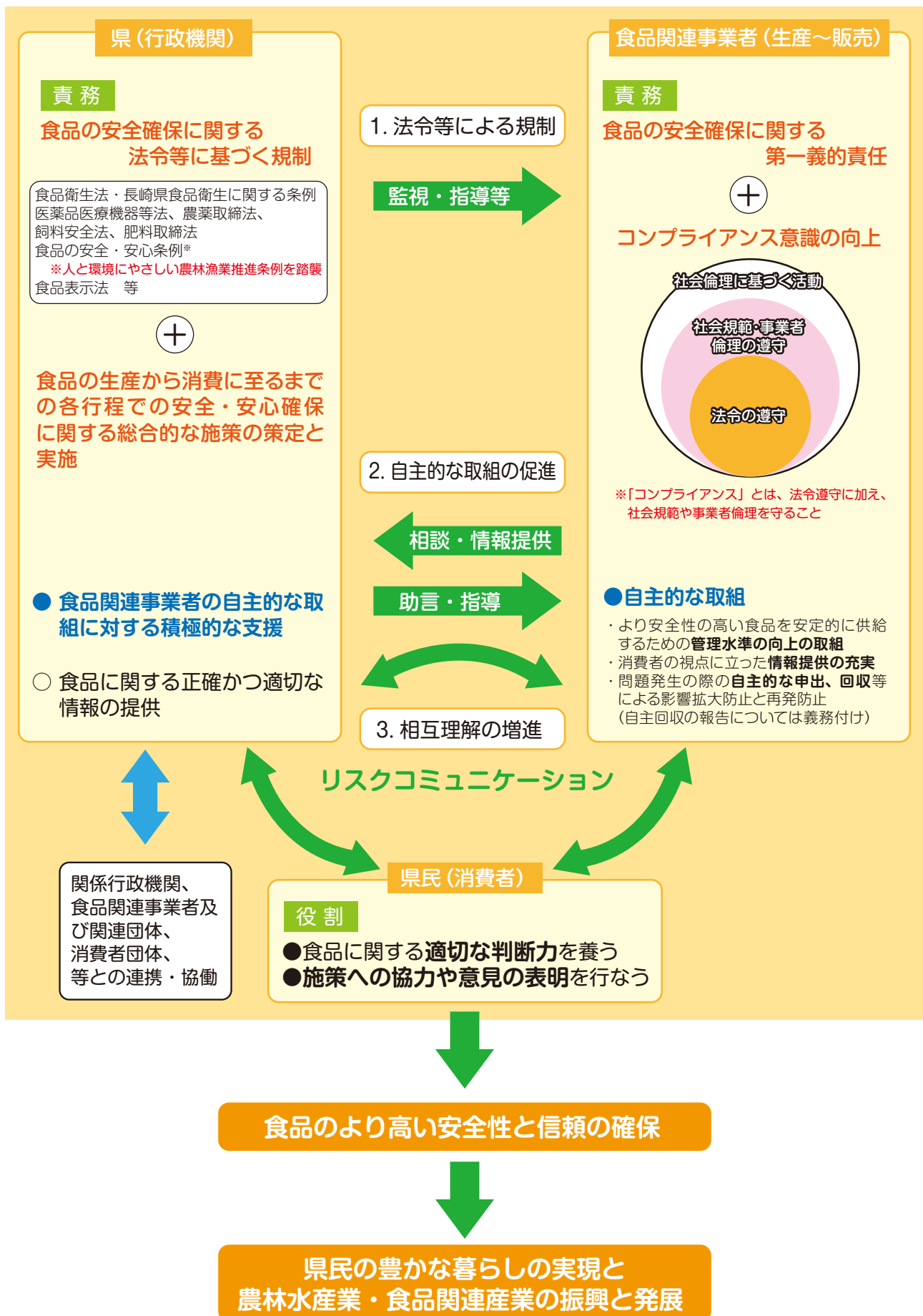
こういった状況の中、**食品の安全性と食品に対する信頼性をより高めるために、生産や製造などの現場にはより確実な衛生管理による食品の供給が、そして消費者にも、食品の安全・安心に関する理解を深めて正しい知識を持って合理的に判断することが求められています。**

このような背景から、基本理念を定めて、関係者がそれぞれの責務、役割を積極的に果たし、相互理解を深めながら、安全かつ安心な食品の流通を図ることで、私たちの豊かな暮らしを実現していくため、条例を制定しました。

県は、リスク管理を担う立場として、生産から加工、流通、消費に至るまでの幅広い視点に立った総合的な安全確保のための施策の推進と、正しい情報の提供に努めてまいります。

食品関連事業者の積極的な取組みと県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

食品の安全・安心条例の基本的な考え方



1. 生産から消費に至るまでの各行程での食品の安全性の確保

食品の安全性は、農林水産物の一次生産から、製造・加工などを経て、流通、消費に至るまでの各段階で保たれていなければならないものです。

食品の安全性の確保を目的とした食品衛生法をはじめとする法令等に基づく規制により、違反する食品の流通・販売が禁止され、県による監視・指導、検査等が行われています。(第13条)

また、農林水産物の出荷の段階では、法令等に基づく規制がなかったことから、県では「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」を制定し、農林水産物の出荷規制*を行ってきました。

「長崎県食品の安全・安心条例」では、法令等に基づく規制、監視・指導、条例による出荷規制に加え、食品関連事業者の自主的な取組みを推進しながら、生産・出荷段階から食品の製造・加工そして流通・販売に至るまでの食品のより高い安全性を確保していきます。

※安全な農林水産物を提供するための規制

- 無登録農薬や規準に違反して農薬が使用された場合や使用を禁止された医薬品が使われた場合、食品衛生法で定める規格基準に合わない場合には、その農林水産物を出荷、販売してはいけません。(第15条)
- 必要があれば、県職員が生産者から報告を求めたり、生産現場に立ち入って検査を行うことができます。(第16条)
- 知事は、必要に応じ出荷の停止や必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は、その旨を公表することができます。(第17条)



この条例で規制が強化されるのですか。

- この条例で、法令に上乗せする規制や罰則の規定は設けていません。
事業者としての倫理に従い自主的に取り組んでいただくことを求めています。
ただし、出荷される前の農林水産物については、法律上の規制がかかっていないため、これまでの「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」での規制をそのまま踏襲します。

— 適正な食品表示 —

食品の表示は、消費者や食品関連事業者が食品を選択するうえでの重要な情報源で、誇大な表示や虚偽の表示は、法律に違反するだけでなく、食品に対する信頼を大きく損なうことになります。適正な食品表示を徹底するため、食品表示法をはじめとする法律等に基づいて、行政による監視・指導、啓発が行われています。(第14条)

Column コラム1 食品の安全・安心について

一つの熟語として見かけることが多くなったが、安全と安心は意味合いとしては別のもの。

「安全」とは、科学的根拠を持って判断されるもの。

「安心」とは、人の感情によるところが大きく、人によって安心できるレベルが同じとは限らない。

2. 食品関連事業者の責務と自主的な取組み

食品関連事業者には、食品の安全性の確保について第一義的な責任があり、関係法令等を守ることはいふまでもなく、食品を供給する者としての社会的良心に従って事業活動を行う責務があります（第5条）。生産する農林水産物や、製造、販売する食品の安全性をより向上させること、商品に関する情報提供を充実させることは、消費者からの信頼に直結するものです。



食品の生産や製造、加工に携わる事業者の皆様へ

- ①食品関連事業者としての責務のうえに立って、**自主的に管理水準の向上や情報提供の充実に努めましょう**。県はそのために助言等の支援を積極的に行います。（第19条）
- ②自らが生産、製造等した食品について、法律に違反するおそれがあるなどの問題が発生した場合には、いつでも県に届け出て、ご相談ください。県は、再発防止のための助言等、積極的に支援を行います。（第20条）
- ③問題のある食品を流通させてしまった場合、自主的に回収することも健康被害の発生防止、消費者からの信用を失わないための重要な措置と言えます。自主的な回収を行ったときには、必ず、県に報告をお願いします。万が一、直ちに県民の皆様にお知らせしなければ、重大な健康被害に発展する恐れが高いと予想されるような場合には、事業者として自ら行われる公表の有無に関わらず、県も公表します。（第21条）

<自主的な取組みについて>



事業者の自主的な取組みとは、具体的にどのようなことが期待されているのでしょうか？

- 法律での規制に関わらず、良いことは積極的に取り入れ、少しでも管理水準を向上させ、消費者からの信頼に応え得る事業者となっていただくことが期待されています。
- 管理水準の向上のためには、GAP やHACCPの考え方に基づいて生産、製造の工程を管理する手法が有効であるとされており、県としても、このような管理手法を取り入れる事業者の支援をいたします。



情報提供の充実とは、どのようなことに努めなければいけないのですか？

- 法律などで義務づけられた事項に限らず、消費者の視点に立って、商品に関する情報を積極的に表示したり、店頭での掲示、消費者からの問合せに対しても正確な情報をわかりやすく提供することを想定しています。



県が積極的に支援をするとありますが、具体的にいうと、どのようなことですか？

- 一例を挙げれば、保健所では、県で作成した衛生管理の手引書を用いて、個別に技術的助言を行いながら施設の衛生管理状況の評価をし、事業者は一つずつ上の評価段階を目指すことで衛生管理水準の向上を図っていくという、評価事業を行っています。
- 問題が発生した場合においても、再発防止のための対策について、実際に施設での確認、調査を行い、積極的に助言を行うなど、開かれた相談窓口としての機能を働かせたいと考えています。

<問題発生時の申出（第20条）について>



問題発生時とはどのような場合ですか？

- 問題発生時とは、本来すべき製造の方法と異なる方法での製造、あるいは本来すべき表示の方法と異なる表示がされた食品の流通など、法令等による規制に違反する恐れがある場合を指しており、例を挙げると次のようなケースが考えられます。
 - 包装の密閉不良が確認され、賞味期限内にカビが発生する可能性がある。
 - 製造機械の点検時に、部品の破損が認められ、食品に金属片が混入した可能性がある。
 - アレルギー表示の欠落、期限表示や保存方法、原料原産地などの表示ミスが発覚した。
 - 農産物に適用外の農薬を誤って散布してしまった。 など

★申出の様式（施行規則 様式3号）は県の食品の安全・安心と食育のホームページからダウンロードできます。

<自主回収報告（第21条）の対象事業者>

条例第2条第5号で規定する食品関連事業者で、県内に事業所、事務所その他事業を行う場所を有する者で、具体的には以下に示すとおり。

- ① 農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体
- ② 食品等の製造者、加工者、輸入者
- ③ 製造所固有記号で表示した販売者
- ④ プライベートブランド商品の販売者
- ⑤ その他対象となる食品関連事業者（量販店等）

★報告様式（施行規則 様式4号）は県の食品の安全・安心と食育のホームページからダウンロードできます。

3. 県民の役割と食品に関する理解促進

科学的に必ずしも正しいといえない情報も含めて、現在、食品の安全性に関する情報が溢れています。県民の皆様にも、食品についての理解を深め正しい知識を持って、誤った情報、風評などに惑わされず、適切な判断力を養うことが役割として求められます。（第6条）

県も、正しい情報の提供に努め、事業者と消費者の相互理解を深めるため、意見交換等の機会を提供します。（第22、23条）



<出前講座について>

県民の皆様の活動グループや会合に担当職員が伺い、食品の安全・安心に関することについての説明や意見交換を行います。

★ながさき県政出前講座で検索

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/goiken-gosodanmadoguchi/kocho/demae/index.html>



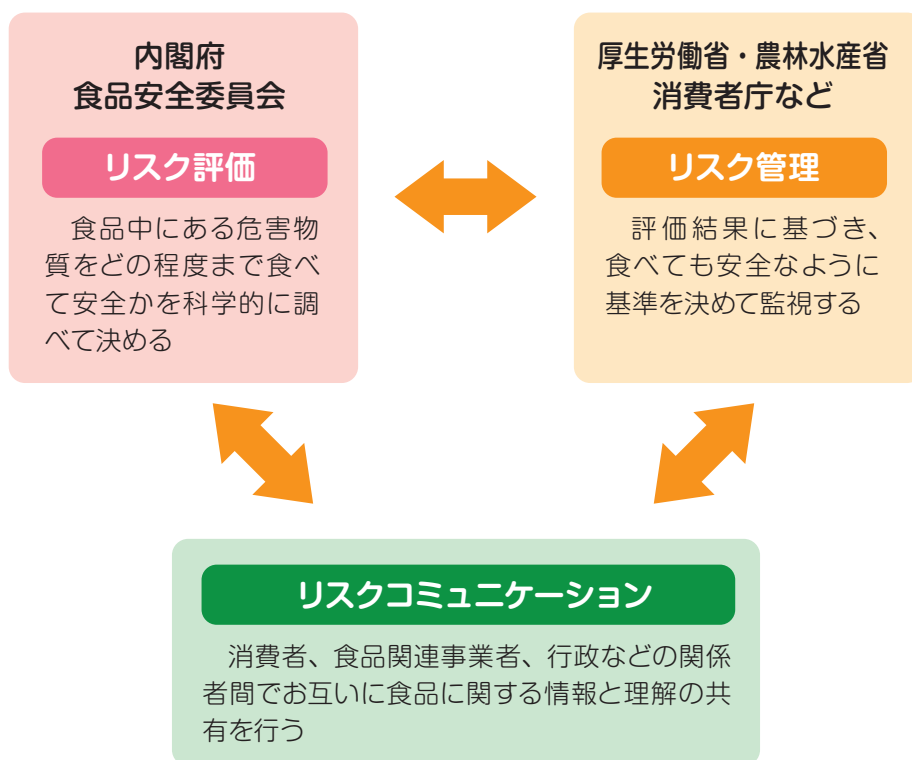
食品に関する疑問や問合せは、どこにすればよいですか？

- 長崎県では、県民の皆様からのお尋ねやお問合せにお答えするために、フリーダイヤルの食品110番を設置しています（0120-492-574）。

Column コラム2 食品のリスクについて

食品のリスクは、その食品を食べることで悪影響を受ける確率と程度で決まる。言い換えると、その食品が安全かどうかは、その食品が及ぼす悪影響の重大さと食べる量、頻度によって決まる。食品に悪影響を及ぼす物質があるかどうかではなく量の問題で、どんな食品も食べ過ぎると毒になりかねない。

図 リスク分析の3要素（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）



4. 関係機関や団体、県民の皆様との協働・連携

食品の安全・安心を確保するために、国や関係自治体のみならず食品関連事業者や関連団体、消費者の皆様とも連携し、リスクコミュニケーションを図りながら施策を推進します。（第9条、第10条）

— 食品安全・安心委員会と推進計画 —

長崎県食品安全・安心委員会を設けて、食品に関するいろいろな部門から、また一般の消費者の方にも委員となっていて、皆様のご意見を施策に反映させ、食品の安全・安心の確保に関する施策を円滑に推進します。（第25条）

施策の推進に当たっては、推進計画に従って総合的かつ計画的に進めます。推進計画を策定する際にも、県民の皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、食品安全・安心委員会にも諮問します。また、計画の実施状況も毎年度、食品安全・安心委員会に報告し、県民の皆様にご公表します。（第8条）

長崎県食品の安全・安心条例（長崎県条例第 59 号）

目 次

前 文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

第1節 推進体制（第8条―第12条）

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策（第13条―第18条）

第3節 食品関連事業者の自主的な取組の促進（第19条―第21条）

第4節 食品に関する理解の促進と信頼の確保（第22条―第24条）

第3章 長崎県食品安全・安心委員会（第25条）

第4章 雑則（第26条）

附 則

私たちは、食により生命を維持し、自己の生活にかなう食品を食して豊かさを実感するが、食品の安全性を信頼することではじめて、食生活の安心を得ることができる。

また、食品は、生産、製造、加工、流通、販売等の行程に携わる人びとのたゆまぬ努力に加え、科学技術の進歩、国際化の進展等により、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、より豊かな食生活を享受できるようになった。

しかしながら、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態がしばしば発生し、また一方では、氾濫する情報が消費者のみならず食品関連事業者も困惑させ、さらには風評被害や食品ロスへとつながることも懸念される。そのため、食品関連事業者の食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組、行政による関係施策の充実、消費者のより正しい理解が求められている。

もとより、食品は、農場、漁場等で自然の恵みを直接受け生産されるものも多く、その恵みを持続させ、同時に食品の安全性を高めるには、農林漁業が環境に常に配慮しながら営まれる必要がある。当然、環境への配慮は、農場及び漁場以外の食品に関わる現場でも欠かせない。

また、県内各地で、多様な地理的・気象的条件のもと、それぞれの特性を生かした農林水産物が生産されるとともに、地域の歴史、伝統等と相まって独自の食文化や地場産品を生み、食を活かした地域活性化の取組等も次々に編み出されるなど、食品に関連する産業の裾野は広範に及ぶ。

したがって、県産食品に対する信頼性の向上は、広く産業の振興にも寄与するものであり、今後、人を呼んで栄える観光立県としての地位を更に高め、また、県産食品の販路拡大やブランド化等の高付加価値化により更なる所得向上を目指す際にも、必須の要件となる。

ここに、私たちは、安心して日々の豊かな食生活を送るとともに、美しい県土と海域を次世代へ継承しつつ広く食品関連産業の振興を図るため、県、関係事業者、県民全てが各々の責務と役割を積極的に果たすことにより、食品の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、それぞれの責務及び役割を積極的に果たすことにより、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保のための施策、関係者間の相互理解を深めるための施策等を総合的に推進し、もって安全かつ安心な食品の生産及び供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食品の安全・安心の確保 食品に係る安全性の確保及び県民をはじめ本県の食品を喫食する全ての消費者（以下「県民等」という。）からの信頼の確保をいう。

(2) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

(3) 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第4条第2項に規定するものをいう。）、器具（同条第4項に規定するものをいう。）、容器包装（同条第5項に規定するものをいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。

- (4) 生産資材 肥料（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）、飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）、飼料添加物（同条第 3 項に規定するものをいう。）、動物用医薬品（医薬品医療機器等法第 83 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者をいう。
- (6) 生産者 食品関連事業者のうち農林水産物の生産（採取を含む。）の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が、次に掲げる認識の下、食品等の生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において適切に行われなければならない。

- (1) 県民等の健康の保護が最も重要であること。
- (2) 本県の食品の安全性の確保及び向上は、食品関連産業の振興及び県民生活の豊かさの向上にもつながること。
- 2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであり、食品に対する県民等の信頼確保のための施策は、食品を摂取する消費者の視点に立って必要な措置が講じられることを旨として、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

- 第 5 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。
- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、食品に対する県民等の信頼を確保するため、関係法令、条例等（以下「関係法令等」という。）を遵守することはもとより、食品関連事業者としての倫理に従い、その事業活動を行うよう努めなければならない。
 - 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
 - 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の役割）

- 第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養うよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力し、及び意見を表明するよう努めること等によって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（環境の保全への配慮）

- 第 7 条 県は、食品の安全性の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境に配慮して行わなければならない。
- 2 県は、環境と調和した持続的な農林漁業を推進するため、環境への負荷の少ない生産方式の開発及びその普及のための施策を講じるものとする。
 - 3 食品関連事業者は、自らが行う事業活動が環境に影響を与えることを認識し、その影響に配慮した事業活動に努めるものとする。
 - 4 県民は、食品関連事業者が果たしている食品の安定供給、自然環境の保全等多面的機能に関する理解を深め、当該機能に配慮した消費活動に努めるものとする。

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

第1節 推進体制

(推進計画)

第8条 知事は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策
- (2) 食品関連事業者の自主的な食品の安全・安心の確保のための取組の促進に関する施策
- (3) 県民に対する食品の安全・安心への理解の促進に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、長崎県食品安全・安心委員会に諮問しなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を長崎県食品安全・安心委員会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第10条 県は、食品関連事業者、県民、消費者団体その他の関係者と連携し、又は協働して、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第11条 県は、食品の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合において迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究の推進)

第12条 県は、食品の安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策

(食品の安全性の確保のための措置)

第13条 知事は、食品等の生産から販売に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において、食品の安全性を確保するため、食品衛生法その他関係法令等に基づき、監視、指導、検査等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第14条 知事は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に基づき、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講じるものとする。

(出荷の制限)

第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止され、又は同法第12条第1項に規定する基準に違反して使用された農薬が使用された農林水産物である場合
- (2) 医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品等が使用された農林水産物である場合
- (3) 食品衛生法第11条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合

(立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者から必要な報告を求め、又は職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所へ立ち入らせ、若しくは検査をさせることができるものとする。

- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第17条 知事は、第15条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、当該農林水産物の生産者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

- 2 知事は、安全な農林水産物を供給するため、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急を要する場合は、この限りでない。

(危害情報の申出)

第18条 人の健康に悪影響が生じ、若しくは生じる疑いのある食品等又は生産資材に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令等の規定により、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは適切な措置を講じるものとする。

第3節 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(自主的な安全・安心の確保の取組の促進)

第19条 食品関連事業者は、法令等の遵守により食品の安全性を確保することはもとより、その安全性をより向上させるため、自らが行う食品等の生産、製造、加工、調理又は販売の各工程における課題を認識し、必要に応じ改善し、管理項目を定める等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

- 2 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たり、食品を摂取する消費者の視点に立った情報の提供の充実に努めるものとする。
- 3 県は、食品の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主的な取組を促進するため、技術的な助言、指導等必要な支援を積極的に行うものとする。

(問題発生時の申出)

第20条 食品関連事業者は、生産、製造、輸入、加工、調理又は販売した食品等について、関係法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実を認めた場合において、直ちに必要な対策を講じるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその内容を県に対し申し出るよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定による申出があった場合は、適切に助言を行うなど積極的に相談に応じなければならない。

(自主回収の報告)

第21条 食品関連事業者は、前条第1項に規定する対策として食品等の自主的な回収を行う場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合は、適切な助言、指導等を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による報告を受け、その内容を県民等に周知する必要があると認める場合は、当該情報を公表することができる。

第4節 食品に関する理解促進と信頼の確保

(情報の収集及び提供)

第22条 県は、食品の安全・安心の確保に関する情報の収集及び整理を行い、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(相互理解の増進等)

第23条 県は、食品の安全・安心の確保の推進に関し、県民、食品関連事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係を構築するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食育及び地産地消に関する施策との連携)

第24条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、食育及び地産地消に関する施策と連携して行うものとする。

第3章 長崎県食品安全・安心委員会

(長崎県食品安全・安心委員会)

第25条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、長崎県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) この条例によりその権限に属する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策、課題その他の重要な事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者
- (2) 食品関連事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、第3項第3号に規定する学識経験者のうちから定める。

6 副委員長は、委員の互選により定める。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雑 則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の規定（食品表示法に係る部分に限る。）は、施行日又は同法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例の廃止)

2 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例（平成15年長崎県条例第70号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前に前項の条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした立入検査、出荷停止等の勧告、公表その他の行為であって、旧条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

長崎県のお問い合わせ先

食品の衛生に 関することについて 食品の安全に関する 表示について (規格、添加物、期限表示やアレルギーなど)	県民生活部生活衛生課	☎(095)895-2362
	西彼保健所	☎(095)856-0691
	県央保健所	☎(0957)26-3304
	県南保健所	☎(0957)62-3287
	県北保健所	☎(0950)57-3933
	五島保健所	☎(0959)72-3125
	上五島保健所	☎(0959)42-1121
	壱岐保健所	☎(0920)47-0260
	対馬保健所	☎(0920)52-0166
食品の栄養成分に 関する表示について	福祉保健部国保・健康増進課	☎(095)895-2492
	西彼保健所	☎(095)856-0691
	県央保健所	☎(0957)26-3304
	県南保健所	☎(0957)62-3287
	県北保健所	☎(0950)57-3933
	五島保健所	☎(0959)72-3125
	上五島保健所	☎(0959)42-1121
	壱岐保健所	☎(0920)47-0260
	対馬保健所	☎(0920)52-0166
食品の選択のための 表示について(原材料や原産地など)	県民生活部食品安全・消費生活課	☎(095)895-2366
	水産部水産加工・流通室(水産物とその加工品に限る)	☎(095)895-2871
食用とするために飼養、 養殖されている家畜、 家さん及び水産動物の 動物用医薬品の使用に 関することについて	農林部畜産課	☎(095)895-2951
	中央家畜保健衛生所	☎(0957)25-1331
	県南家畜保健衛生所	☎(0957)68-1177
	県北家畜保健衛生所	☎(0956)48-3831
	五島家畜保健衛生所	☎(0959)72-3379
	壱岐家畜保健衛生所	☎(0920)45-3031
	対馬家畜保健衛生所	☎(0920)54-2179
	水産部水産振興課	☎(095)824-3624
農薬の使用に 関することについて	農林部農業経営課	☎(095)895-2931
	県央振興局農林部農業企画課	☎(0957)22-0389
	島原振興局農林水産部農業企画課	☎(0957)62-3610
	県北振興局農林部農業企画課	☎(0956)41-2033
	五島振興局農林水産部農業企画課	☎(0959)72-5115
	壱岐振興局農林水産部農業企画課	☎(0920)45-3038
	対馬振興局農林水産部農業振興普及課	☎(0920)52-4011
優良または有利であると誤認を 与えるような表示について	県民生活部食品安全・消費生活課 (長崎県消費生活センター)	☎(095)895-2318
その他、食品の安全・安心に 関すること全般について	県民生活部食品安全・消費生活課	☎(095)895-2366

条例に関するお問い合わせは、長崎県食品安全・消費生活課 食育・食品安全推進班へ

〒850-8570 長崎県長崎市江戸町 2-13 TEL 095-895-2366 FAX 095-824-4780

食品の安全・安心と食育のホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/shokuhin/>